

平成30年第2回
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成30年6月6日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	近藤慶一	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	塩 畑 正 志 君
総 務 部 長	中 村 公 彦 君
市 民 生 活 部 長	石 井 克 佳 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	市 村 勝 巳 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	安 達 裕 一 君
笠 間 支 所 長	渡 部 明 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	若 月 一
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

議 事 日 程 第 2 号

平成30年6月5日（火曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について

議案第64号 市道路線の廃止及び認定について

議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）

議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について

議案第64号 市道路線の廃止及び認定について

議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）

議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） おはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。

本日の欠席議員は、17番大貫千尋君であります。

〔「います」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 失礼いたしました。自席に着きます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

- 議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。
本日の議事日程につきましては、資料のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

- 議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番西山 猛君、14番石松俊雄君を指名いたします。

議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第58号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第61号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第62号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第63号 笠間市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について

議案第64号 市道路線の廃止及び認定について

議案第65号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）

議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

- 議長（海老澤 勝君） 日程第2、議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い、発言を許可いたします。

18番大関久義君の発言を許可いたします。

- 18番（大関久義君） 議案第59号について、質疑をさせていただきたいと思います。
議案第59号は、高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業の開始に伴い、本条例の一部を

改正するものでありますが、以下、お伺いしたいと思います。

議長にお伺いします。少し多岐にわたるものでありますので、通例ですと、自席から3回までの質疑となりますが、一問一答方式にはならないかどうか、まずお聞きします。

○議長（海老澤 勝君） 議案質疑ですので、会議規則に基づき、一問一答方式でなく、質疑は3回までの範囲でお願いいたしたいと思います。よろしくお祈いします。

○18番（大関久義君） はい、了解いたしました。それでは、少し、質問が3回までですので、随分最初に言わなくちゃならない部分があると思いますので、ご答弁のほう、よろしくお祈いしたいと思います。

それでは、高齢者世帯に対するごみ出し支援事業についてお伺いをしたいと思います。これまでの実証実験について、まずお伺いをいたします。この実証実験は、当初75歳以上を対象として始まり、そして、途中で65歳以上の世帯を対象として進めてきておりますが、この実証実験の実施内容及び経過について、実績と経過についても含めてお伺いいたします。

次に、高齢者世帯、65歳以上以外での利用者、いわゆる高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業でありますので、65歳以上の方の世帯の中で、高齢者世帯以外での利用者の世帯数はどれくらいあったのか、それらの利用者の内容、今までの実証実験の中での利用された内容、どういう人たちがそれらに加わって一緒に実験をされてきたのかお伺いをします。

次に、笠間市での65歳以上での世帯数ということですが、この65歳以上の対象者の世帯数は何世帯、笠間市ではあるのかお伺いをいたします。

次に、その対象者の世帯が、不燃ごみ袋、資源ごみ袋を利用する世帯数は、実証実験では今までこのぐらいでしたよと。しかし、今回この施行をスタートした場合は、今後どの程度まで、それらが実験じゃなくて施行に移ったときには、その世帯数がどの程度になっていくのか想定しているのかお伺いをいたします。

次に、実証実験では、高齢者世帯等に参加していた方々には、不燃ごみ及び資源ごみの袋は、どのような形で支給され、そして実証実験をされていたのかお伺いします。

それと、不燃ごみ袋と資源ごみ袋の利用する値段ですね。実証実験ではどのような形で、ごみ袋を幾らで購入して実証実験をしていたのか。有料の実施であったとは聞いておりますが、その場合の単価の設定、値段の設定の根拠もあわせてお祈いをしたいと思います。

まず、第1回目として、以上質問をいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 18番大関議員の質問にお答えをいたします。

まず、これまでの実証実験の内容と実績でございますが、現在笠間市では、ごみの減量化や適正分別の観点から、不燃ごみ及び資源物につきまして、コンテナによるごみ出しをお願いしているところでございます。

しかし近年、一部の高齢者の方々などから、コンテナが重くて持ち運べないなどの相談

が寄せられまして、また、議会におきましても、高齢者のごみ出しに関するご質問をいただくなどしたことから、ごみ出しに支障を来している状況を解決するという目的で、平成27年11月から、コンテナにかわり専用袋によるごみ出しの利便性や、あるいは需要等についての実証実験を開始をいたしました。

その利用実績でございますが、平成27年11月から平成29年5月までは、対象者を世帯員全ての構成員が75歳以上の高齢者、または身体障害者手帳の交付を受けている世帯としていたところ、平成27年度の5カ月で33世帯、平成28年度末時点では、類型45世帯に参加協力をいただきました。

平成29年度の6月に対象を世帯員全て65歳以上の世帯に拡大をしましたところ、年度末までに113世帯、今年度は5月末までに5件ふえまして、現在118世帯の方々に実証事業に参加をしていただいているところでございます。

利用者アンケートにおきましても、今まで出せるようになったごみも出せるようになり助かっているといった意見が多く寄せられたことから、一定の支援効果があると判断をいたしまして、本格実施をすることとしたところでございます。

次に、高齢者世帯での利用世帯の内容についてでございますが、先ほどの身体障害者手帳の交付世帯のほか、同居のお子さんが単身赴任、遠方勤務、あるいは不規則勤務などで、ごみ出しが事実上困難な世帯や、あるいは腰の手術によりまして重いものが運べず、ごみ出しが事実上できない世帯など、高齢者世帯以外に22世帯が利用をしてございます。

65歳以上の世帯数でございますが、住民基本台帳による世帯員全てが65歳以上の世帯数は、平成30年5月31日現在で8,632世帯となっております。

次に、不燃ごみ袋を利用する世帯の想定についてでございますが、実証実験の対象といたしまして、300世帯を想定しているところでございます。

実証事業参加世帯は、300世帯の募集をしましたが、先ほど申し上げましたように、現在118世帯でございます。ただ、本格運用に移行しまして制度が周知され、その利便性が広がってまいりますれば、利用者は今後ふえていくことと予想してございます。

実証事業に当たりまして、不燃ごみ・資源ごみの袋はどうされていたかでございます。新たに専用の袋を作成いたしましたので、収集袋の作成費用などが発生いたしました。その費用は、1枚当たりおよそ31円でございます。これらの費用につきましては、袋の利便性や需要等についての検証、アンケートをお願いするという性質の実証実験のため、実証実験期間中は作成経費に係る部分の負担を求めないこととして実験をしてまいりました。しかし、コンテナでごみ出しをしている市民の方々との公平性を保つ必要がありますことから、不燃ごみの収集では、袋1枚20円、これはコンテナのおよそ半分の容量でございますので、そのご負担をいただきまして、資源物の収集袋のほうでは無料として実証実験を行ってきたところでございます。

手続につきましては、本所及び各支所で利用申請を受け付けをいたしまして、不燃ごみ

収集袋、それから資源物の収集袋を交付してまいりました。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 最初の質問で、いわゆる実証実験の間では、現在118世帯の利用がされている。そしてまた、高齢者世帯以外の利用の方が、そのうち22世帯であったと。そして、65歳以上の対象者世帯数、療法ともご夫婦で65歳以上の世帯数となるのは、笠間市内で8,632でしたか、8,632世帯となっているということでもあります。

そしてまた、この実証実験が終わって実施された場合、どのぐらいの世帯がこのごみ袋を利用されるのか想定をということをお願いしたならば、現在は118世帯であるが、300世帯以上になるであろうというような形の答弁がありました。そしてまた、袋は、20円が不燃のごみ袋として実験中は利用するに当たっては、いわゆる処理料が発生しますので、処理料の負担として20円をいただいて実験をしていたというようなご答弁がありました。

それでありますが、高齢者等世帯に対するごみ出しの支援事業での不燃ごみと、あと資源ごみについて再質問をいたします。

私は今回の高齢者世帯等に対するごみ出し支援事業の政策に反対するものではありません。ごみ出しの支援事業については、素晴らしい事業であると評価をするものであります。また、これは私の友達等から聞いても、これ、いい事業だよねというような評価を得ております。

先ほど答弁があったように、平成27年11月より実証実験を始めまして、平成28年、29年の2年間の実施、そして、ことし30年度の今回より、実験でなく、施行することとなったわけでありますが、この事業は、高齢者等世帯に対するごみ出しの支援事業であるわけがあります。それに対し、不燃のごみ袋が、実験では40円ではなくて、20円で実施されていたのに、いわゆる施行に移っては、実施に当たっては40円になってしまう。そして、資源ごみ袋が1枚20円になってしまうという設定が示されております。

ピンクの大きい、今、我々が出している袋もこんな20リットルで、値段は40円というのではないと思います。20円というのではないと思います。合点がいかないなというところでありまして、利用されている方からも、「えーっ、どうして上がっちゃうの」、「えーっ、なぜなの」というような声が聞かれました。

実証実験の段階では、ごみ出しの支援事業の不燃のごみ袋は20円を負担していただいて実験をしておりました。資源ごみ袋は無料での実施でありました。過去に笠間市において同じように実証実験をしてから施行された事業について、デマンドタクシーの事業等があるかと思われまます。そのときは、いわゆる実証実験中と、施行された後というのは値段の差があったのかどうかお聞きしたいと思います。多分、私の記憶では、なかったと思うんです。どうされたのかお聞きします。

実施された、この場合、今回は20リットルの不燃ごみ袋が40円、及び資源ごみ袋が20円

とされた根拠について、もう一度お聞きいたします。

次に、先ほど言いましたピンクの可燃ごみの袋、小さいほう、20リットルが1枚10円で、今、市販されております。大きいピンクの袋、45リットル入りは1枚で20円であります。ごみ出しの支援事業の20リットルの資源ごみ袋は、1枚20円であります。同じ20リットルの袋で差異が生じています。どうしてなのですかお伺いいたします。

また、処理手数料であります。現在、一般で使用されている不燃ごみ用のコンテナですね。コンテナで利用するときは、処理料として、処理券として、1枚40円をつけて出しております。この使用手数料は1枚40円あります。コンテナの容量、あのコンテナの一箱の容量は、約47リットルであると聞いております。私、試しにピンクの10円の袋、20リットルの袋でコンテナの中の不燃ごみを入れてみました。先ほど部長の答弁では、2分の1、半分は負担してもらおうよと。半分は入るよと、20リットルで。しかし、ビンや重いもの、それから、そういう不燃物を入れてみると、約3分の1ですね、入るのは。私、20リットルのピンクの袋を買って試してみました。半分は入りません。

だとすると、先ほどの20円プラス半分のご負担をいただきますよというのは、相当ではないのかなというふうに思われるわけでありまして。このことについてどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） まず、これまでの実証実験を行った場合の手数料等についてでございますが、笠間市でも幾つかこれまで実証事業を実施してございます。例えば平成24年度には、地域ポイント制度、いわゆるK a p o C a（かぼか）といわれる事業でございまして。

それから、平成27年9月からは、買い物弱者支援として販売、移動販売の実証事業ですとか、あるいは現在、国の実証実験としまして、徘徊リスクのある認知症高齢者の見守り事業、「みまもりタグ事業」というものですが、そういったものも実施してございますが、それらにつきましては、いずれも利用者負担としての手数料は徴してございません。

先ほどデマンドタクシーのお話でございましたけれども、デマンドタクシーにつきましては、平成20年2月20日から平成22年3月31日までおよそ2年1カ月間、実証実験を行いまして、その後、本格運行に移行してございます。

この際、その利用料でございますが、乗車1回当たり300円、実証時には受けておりまして、本格運行になりましても300円でございますが、こちらにつきましては、算出に当たりまして、経費、あるいは対象者、この場合は不特定の全市民が対象でございまして、公共性などを勘案しながら設定されたものと考えてございます。

次に、不燃ごみ収集袋1枚40円、資源物収集袋1枚20円の根拠でございますが、まず、手数料につきましては、特定のサービスにつきましては利用者、つまり受益者と未利用者との間に不均衡が生じないように、人件費、物件費、事務費などの事業実施に要する費用につ

きましては、そのサービスの対価としまして利用者にご負担をしていただくということを市の基本方針として定めてございます。また、排出抑制、再生利用の推進などを目的としまして、可燃ごみの収集袋、不燃ごみ処理券を有料としているそういった経緯がございます。

不燃ごみにつきましては、コンテナで出す際には、不燃ごみ処理券が1枚当たり40円となっております。コンテナの容量は約47リットルでありまして、今回袋の容量20リットル、正確に半分ではございませんが、およそ半分としまして、処理券見合いで20円とし、また、袋自体の作成費用や、この袋は可燃物になってしまいますので、収集時に別に処理しなければならない、そういった新たな手間が生じること、また、人件費、事務費などが手数料算定の基準となりますが、それらを見込みますと、袋の手数料が不燃ごみ処理券の1枚当たり40円を超えてしまうという状況にございましたので、処理券同等の金額で設定することとしまして、1枚40円としたものでございます。

資源物の収集袋につきましては、通常のコンテナによる資源物収集は無料で行っていることから、先ほどと同様に新たな袋を作成するための費用、それから収集業務に要する費用の増加分を見込みまして、1枚20円としたものでございます。

次に、可燃ごみ収集袋20リットルが10円、45リットルが20円で販売されているが、その差異について、とのことでございますが、まず、ごみ収集袋の作成費用は、年間の作成数量によりまして、1枚当たりの作成費用にもかなりの差が出てまいります。この後のご質問にも触れますが、20リットルの袋作成では、可燃ごみ用が1枚4円でございます、今回作成する袋では1枚18円でございます。また、可燃ごみ収集手数料は、袋作成費用の観点だけでなく、廃棄物の抑制、排出抑制の考え方を踏まえまして手数料を設定しているものでございます。

次に、一般の不燃ごみ処理券10キログラム相当、コンテナで約47リットルが40円であるが、高齢者世帯等の不燃ごみ20リットル、340円の設定の根拠についてでございます。

先ほどもご説明させていただきましたけれども、不燃ごみ処理券見合いで1枚20円、収集袋の作成費用、収集業務を実施するために要する費用の増加分を見込んでいますが、手数料は不燃ごみ処理券1枚当たりの金額同等で設定することとしまして、1枚40円としてございます。

さらに、不燃ごみを袋に入れた場合、可燃ごみと比較して重さが非常に重くなります。2倍となることを想定しておりまして、アンケート調査の結果からも強度が必要であるというご意見を多くいただいておりました。このため、不燃ごみの袋につきましては、低密度ポリエチレンという材料を使用しまして、可燃ごみの袋よりもやわらかくて、伸びても破れにくい袋としてございます。議長の許可をいただきましたので、実証実験に使用しました現物、同じものをつくるようになりますが、ごらんいただきたいと思っております。

〔「本会議の質疑なんだから、そんなことは関係ない」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（石井克佳君） こちらでございまして、

〔「本会議の質疑だよ」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（石井克佳君） やわらか度のあるものを入れても破れにくいものでございます。以上でございます。

〔「委員会でやってくれよ」と呼ぶ者あり〕

〔「ルールに沿って、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 答弁、終わりだろう。

○議長（海老澤 勝君） 終わります。大関久義君。

○18番（大関久義君） 3回目の質問をいたします。先ほど部長のほうから、いわゆる根拠についてはこういうことなんだよということで示されました。根拠についてであります。年度の途中の施行であります。

ごみ袋は通常、入札で行っていると思います。今回も入札だと思うんですけども、年度の当初ですと、大量の注文となるわけであります。今回は40円と20円の2種類のごみ袋を新たに注文をしなければならない。9月の施行でありますので、これから発注をするというところであります。これが例えば、年度当初の見積もりというようなことであったならば、先ほど言っている18円という根拠がもっと下がるのではないかなというふうに思うわけであります。袋の違いがあるんですよということもありましたが、そのような予想がされる。

要は、この事業はすばらしい事業なので、ぜひやっていただきたいんですけども、利用者の負担が、実証実験と施行に当たっての差異が倍になってしまうというところに少し懸念をする、そういうところで質問をしているわけでもありますのでご理解をいただきたいと思います。年度当初の入札であれば、もう少し下がるのかなというふうに考えるわけですが、いかがですか。それらについて、再々質問でお伺いしたいと思います。

また、ごみ袋の製作費と売り上げ、これは地球温暖化防止等の事業基金の扱いとなると思うんですね。ごみ減量化推進基金が、地球温暖化防止等事業基金と変わりました。この地球温暖化防止等の事業基金の中からは、先ほどもちょっと事業がいろいろあったと思うんですけども、これまで防犯灯、あるいは街路灯のLEDの照明の交換工事費を、これは1億円以上かかっていると思うんですが、そういうものに使われたり、あるいは一般の住宅の屋根の太陽光のシステムですね、太陽光発電システムの補助金などにもこの地球温暖化防止等事業基金が使用された経緯がございます。今、この太陽光システムの補助金はなくなっておりますが。

そしてまた、今回、笠間市の図書館の照明器具の交換、LED、この基金から2,000万円支出するわけであります。高齢者等世帯に対するごみ出しの支援事業でありますので、同じ器の中ですが、この地球温暖化防止等事業基金からの補助での事業となることが

できないか、どうしても単価が下がらないというときには、この基金を利用した中で高齢者世帯に対するごみ出しの支援事業に使えないかというところをお聞きしたいと思います。高齢者世帯に対するごみ出しの支援事業には期待を寄せている事業でありますので、高齢者の負担増とならないような措置をお願いしたいというふうに思っております。

なお、この議案第59号は、総務産業常任委員会に付託される議案でありますので、総務産業委員の皆様には、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、最後の質問を終わりといたします。お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） まず、実施時期のご質問でございますが、現在の実証事業の期間は8月いっぱい、31日までとしてございます。そのため、その後、もし条例案にご賛同いただきましてご可決をいただければ、その後で袋作成等を行いたいと考えているものでございます。実証実験で臨時サービスをしてまいりましたけれども、一定の事業効果がありましたので、できるだけ恒久的なサービスに移行したいという考え方でございます。

それから、発注数、ロットの拡大による経費の低減というお話がございましたけれども、先ほど申しあげました袋の強度を保つために、やわらかく伸びやすい低密度ポリエチレンというものを材料として作成いたします。ただ、このものは反面、その特徴として、経年劣化が起りやすく、可燃袋は高密度のポリエチレンですけれども、それに比べると長期の保存に適していない性質だということもいわれてございます。

それから、一括発注も私どもでも庁内の議論の中でも、できるだけ経費の低減に努めるべきだという意見がありまして、私どもそう考えてございます。ただ、一括発注による経費の節減、削減でございますが、若干は見込めると私ども考えておりますが、今回、製品の材料を異なるものとしていることから、別々の製造工程になってしまいます。新たに発注する袋の価格につきましては、その発注数に左右されることになってしまいまして、従前の可燃ごみ袋と一括発注をしても、残念ながら大幅な減額にはならないということは確認をしてございます。ただ、削減につきましては、これからも努めてまいりたいと考えてございます。

それから次に、地球温暖化防止等事業基金についてでございますが、この基金の設置管理条例に基づきまして、その6条に、処分の項目が掲げてございます。そこには、次の事業に充てるためであれば処分をすることができない、3項目ございまして、1番目が、地球温暖化防止に資する事業でございます。二つ目が、ごみの減量化に資する事業、三つ目が、そのほか環境政策の推進のため必要な事業、これにしか使うことができないという定めでございます。

今回、高齢者等の支援、あるいは生活の自立等を目的としておりまして、そしてさらに、事業実施によりまして新たにごみが発生してしまうという事実を鑑みますと、基金からの

充当は難しいのではないかと考えているところでございます。

それから、今回本格的な実施に当たりまして、高齢者世帯などのコンテナでのごみ出しに支障が生じつつある方々の不便を軽減するということが、まず第一の目的でございます。

本来のコンテナでの排出が基本であることは、これは変わりませんが、いわばその例外としまして、特別のサービスを提供し、ぜひご利用いただきたいという趣旨の案でございます。そのサービスに対する費用負担でございますが、それは手数料としてご理解をいただきたいと考えています。

なお、年間の負担額を私どもも想定をいたしましたところ、1世帯当たり960円という数字が出ています。これは、アンケートの結果から、不燃ごみは2カ月に1回程度の利用でございまして、また、資源物は3種類ございしますが、各月1回で利用するという方が非常に多い状況でございます。このことから計算しますと、40円が6回で240円、20円が3種類で毎月12回で720円、合わせまして960円という試算もしてございます。金額だけが問題ではございませんが、受益者のサービス利用対価としましては、決して無理な負担ではないのではないかと、私どものほうで考えてございます。

今回、本格的に実施に当たりましては、手数料を含めましてぜひご理解をいただきまして、対象者の方々には有効にご利用いただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号 笠間市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第66号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第1号）につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日は散会いたします。ご苦労さまでした。

次の本会議は、6月12日午前10時に開会いたしますのでよろしく願いいたします。

なお、この後、10時40分より議会運営委員会を開きますので、関係委員は会議室1へお集まりいただきたいと思っております。よろしく願いします。

ご苦労さまでした。

午前10時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 西山 猛

署名議員 石松 俊雄